

松村通信第127号

2022年4月15日

松村勝弘

近代化論再考、そして国民国家

近代化—メモ・覚え書きとして 「松村通信」で何度か「近代化」について論じてきた。その定義をしっかりと、その言葉を使ってきたのだろうか。十分概念規定をしてこなかったように思う。そこでこの問題を改めて整理して考えておきたいと思う。覚え書きとして整理しておきたいと思う。今回はだから私的なメモであり覚え書きにすぎないことを断っておこう。実のところ、近代化は定義することもそれほど容易ではなさそうである。

近代化の延長線上に国民国家 (Nation-state) がある。これは最近のウクライナ問題とも関係があるので、それとも拘わらせて論じてみたい。

近代とは その前にまず、「近代」とは何だろう。ウィキペディアでしらべると、「時代区分としての近代を象徴する要素は、ヴェストファーレン[ウェストファリア]条約に始まる**主権国家体制の成立**、市民革命による**市民社会の成立**、産業革命による**資本主義の成立**、ナポレオン戦争による**国民国家の形成**など、18世紀後期以降のヨーロッパで成立し、現代世界を特徴付けている社会のあり方である。」さらに続けて、こう書いてある。「19世紀以後、ヨーロッパで完成したこれらの社会のシステムは、日本を初めとする欧米以外の諸国にも伝わり、世界全体を覆うようになる。こうして成立したものが、地球上のほとんど全ての人が排他的な主権国家の国民となり、国民が集まって作られた国家が構成員として参加する国際社会であった。この一連の過程が世界史における近代であり、近世以前の段階にある社会を近代的な社会に変えることを『近代化 (modernization)』という。」「近代」というだけでなく「近代化」という言葉には何か孕まれている。

近代化とは何か 「近代化」とは何を言うのだろうか。改めて考え直しておきたい。近代「化」という言葉遣いからして、それはニュートラルな言葉ではない。後発国が先進国に追いつこう、追いつくべきだという含意があ

る。ウィキペディアでは「近代化 (きんだいか) またはモダナイゼーションとは、社会を近代的な状態に変えること。即ち、政治・経済が、**国民国家**と**産業化**を特徴とする形態に変えることである。」さらに続けて「近代化論とは、1950年代から1960年代にかけて、次々に独立を遂げていった旧植民地の国々をいかに近代化させ、欧米的な意味での**国民国家形成**をいかに実現していくのかを論じた学問分野で、開発経済学と近接ないし重複する領域である。それは、単に経済成長のモデルではなく、**政治、社会、文化、心理**など人間生活のあらゆる側面において、近代化とは何か、そしてそれはいかに達成できるのかを明らかにしようとした一連の研究であった。」かなりこれで言い尽くしているように思う。ただし「欧米的な意味での国民国家形成」というけれど、その意味合いは後ほど整理してみたい。近代化というけれど、経済、政治、社会、文化、心理という多方面にわたっていることがわかる。「遅れた」社会、例えば日本が西洋に追いつけ追い越せとばかりに制度変革を行ったが、これこそ「近代化」が含意しているところだろう。

市民革命 政治における近代化には、**市民社会 (civil society) の形成**が含意されている。遅塚忠躬 (ちづかただみ) 「市民社会の歴史的形成」[2008] (『クヴェドランテ』(10)) にその辺りが詳述されている。いわく、「19世紀中葉における市民社会の諸特徴が、以下の五点に要約されるであろう。

第一に、市民社会は、18世紀に、共同体の解体によって出現した。……[**共同体の解体**として]

第二に、市民社会は、その原型が古代 Polis 社会などにも見られる……とはいえ、その本来の姿容が現れるのは、ブルジョワ的所有・生産諸関係とともにである。……[**資本主義社会の成立**として]

第三に、市民社会は、本来、国境を越えたグローバルな存在である。……[**本来的グローバル性**において]

第四に、市民社会は、それ自身で自立し完結しうるのではなく、『内部』においては国

家として編成される。……[国家として]

第五に、市民社会は、『外部』に向かっては『国民集団』(ときには民族 Volk と呼ばれる)として立ち現れる。……『国民国家 Nation State,Etat-Nation』[国民国家として] (88 頁)

第一と第二は容易に理解できるであろう。**市民の自由・平等・尊厳** 第三であるが、「市民社会のグローバル化が、市民社会理念の普遍化というかたちをとって次第に進展した」が、「もともと、17 世紀から 18 世紀にかけて英・米・仏という順序でブルジョワ革命 (=市民革命) が生じたとき、それぞれの革命で発せられた権利宣言は、次第に、普遍的な人権の宣言という性質を強めていた。そして、1948 年 12 月に国連総会で決議された『世界人権宣言 (……)』が、はじめて人権の普遍性を明確に承認した。……市民社会は、それが理念化したことによって、本来のグローバル性を回復・強化したのだと言えよう。」(93 頁) 自由と平等、さらには人間の尊厳にまで言及するに及んでいるが、これは「けっして固定した完成品ではなく、日々新たな問題に直面している」(95 頁) という。では、今日のロシアや中国では、人権はどう考えられているのだろうか。もっと言うと、日本でも、人権は尊重されているのだろうか。アメリカだってどうなんだろう。だからこそ完成品ではないと言われているのだろう。

自律的で自由な市民社会の成立 第四番目も問題だろう。遅塚はいう。「ヘーゲルによれば、『市民社会は、個人をこうした[家族的な]きずなから引き離し、家族員相互の仲を離間させ……、そして彼らを独立の[自立的……な]人格として認める』(……)。したがって、市民社会は、共同体ではなく、『独立の個人である成員たちの結合体……』(……)である。」(95 頁) 家族共同体と離脱した自律的な個人として市民となり、こうした市民たちが相互に取り結ぶ「欲望充足の体系」こそが市民社会である、という。まさに自由な市民が想定されている。遅塚氏は、日本でそういう自由な市民がいるだろうかという問題意識を持たれているようである。

国民国家 第五番目であるが、「革命ならざる『上からの改革』を経た後発諸国 (独・伊・露・日) の場合…… 19 世紀のうちに国民国家が成立した」がそれは「市民社会なき国民国家」であるという (99 頁)。「独・伊・露・日は、……近代市民社会を自律的に形成しえ

なかったのだが、19 世紀のうちに国民国家 Nation State を形成するだけの素地をもっていった」(99 頁)。すなわち、「国民国家の基礎たるべき国民経済 national economy が形成されつつあった。そういう素地=基礎があったからこそ、それら後発諸国は、先発諸国に対抗するために、国民経済を資本主義的に編成しつつ、国民国家を形成して、独立を保持することができた」(100 頁) という。しかも「資本主義的世界体制の形成に向けて欧米諸国が覇を競うとき、国民国家がいわゆる誕生と同時に『帝国』に転化する」が「その転化は、市民社会の形成を欠きながら国民国家を形成した後発諸国ではとくに顕著だった」(101 頁) という (例えば大日本帝国)。

国民国家における国民戦争 国民国家が形成されてナショナリズムが昂揚すると、「国民国家相互間の戦争状態を惹起する」(101 頁) という。それまでは領主などに雇われた騎士・武士や傭兵の間の戦いであったが、国民国家が成立するや「戦争は『市民』たちの担う『国民』戦争に転化した」(101 頁) という。近代市民社会では市民に武装権が認められるという。「市民の武装権は、国家の内部における抵抗権の実質化を意味した」(101-102 頁) が、国家の外部では、市民・国民が武器を持って外国との間での戦争を遂行することになる。「近代市民社会および近代国民国家についてのルソーの見解を承認する限り、『祖国のために死ぬこと』は、現代においても、依然として重大かつ深刻な問題であり続けている」(103 頁) という。

日本のような後発国家では市民社会が必ずしも成立していなかったが、国民国家となっている場合、「国民皆兵」などという言葉に見られるように、傭兵ならぬ国民が武器を取って戦争をすることになった。志願兵制度の国においても、市民・国民が戦争をすることに違いはない。

市民社会の成立・基本的人権 遅塚氏はフランス専門の学者であるので、フランスを基準に考えられているし、それが間違っているというわけではないが、日本のような後発国で国民国家が形成され資本主義が発展している場合、どんな問題が起こり、どう考えるべきかという問題が起こるように思う。「英・米・仏のような国では市民社会とブルジョワ社会は同一の内容をもつ」(91 頁) が、日本のような後発国ではブルジョワ社会は成立した

が、市民社会の成立は遅れた。日本で基本的人権が今の形のもの認められたのは第二次大戦後であった。遅塚氏という。「1948年12月に国連総会で決議された『世界人権宣言 Universal Declaration of Human Right』が、はじめて人権の普遍性を明確に承認した(…)。すなわち、市民社会のもつ理念、とくに基本的人権の観念は、17世紀から20世紀までの間に、普遍的価値理念として世界に浸透し定着した。市民社会は、それが理念化したことによって、本来のグローバル性を回復・強化したのだと言えよう。」(93頁)

国民国家概念の行き詰まり 英・米・仏では、市民社会の成立＝国民国家の成立という絵に描いたような、いわば近代国家成立の理念型が見られた。だが、遅塚氏も革命ならざる「上からの改革」を経た後発諸国(独・伊・露・日)の場合「19世紀のうちに国民国家が成立した」がそれは「市民社会なき国民国家」であったという(99頁)。さらに遅れて、第一次大戦や第二次大戦後に成立した「国民国家」とはどのようなものだったのだろうか。第一次大戦後「民族自決(self-determination)」の名のもとに、ヨーロッパで多くの国が独立した(民族自決の第一段階)。第二次大戦後はアジア・アフリカで、やはり民族自決の名のもとに多くの国々が独立した(「自決権」の第二段階)。それぞれは「国民国家(nation state)」として位置づけられた。しかし、民族自決などというけれど、実際には「民族自決はあいまいな道徳的原則である」(ジョセフ・S・ナイ ハーバード大学教授[2009]「民族自決権の濫用は悲惨な結果をもたらす」<https://toyokeizai.net/articles/-/2882?page=2>)という。民族自決(self-determination)という日本語はある意味意識のしすぎであって、自主的決定という意味でしかない(「民族」という言葉を外して「自決権」といわれる)。だが「国民(nation)」(nation がときに民族と訳される場合がある)という言葉ではくくりきれないが「国家(state)」は厳として存在し、国際関係を律してもいる。問題は複雑である(鈴木英輔[2014]「民族国家の意味と『国民国家』という概念の持つ混乱:『市民社会』の『世界秩序システム』への参加へ」『総合政策研究』47号)。

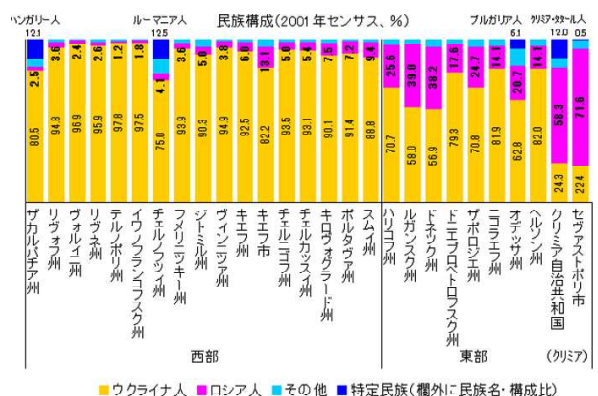
こういう言い方、訳し方をされる場合もある。「NATION(ネーション)は日本語では『国家』、STATE(ステート)は単に『国』と訳すことが多い。

NATION(ネーション)というのは、歴史、文化、民族の意識などで、心や精神的な面で一つの国や集合体となっているものをいう。感情が移入されている言葉といえる。」(今井佐緒里[2021]「『国』って何だろうか【前編】国には複数の種類がある:英国解体の危機に考える」<https://news.yahoo.co.jp/byline/saorii/20210517-00238288>)

だから「現代国際法では“nation-state”という用語は既に存在していないのです。よって、一般に使用されている言葉は、「民族」(“nation”)を削除して単に「国家」(“state”)なのです。」(遅塚[2008]92頁)

国民的統合未達成のウクライナ ウクライナは東部、中部、西部で宗教や人種も違うようである。東部はロシア正教、中部はウクライナ正教、西部はギリシャ・カトリックと別れている(山内昌之「ウクライナの宗教と民族の歴史」10MTV)。図表1からわかるように、ウクライナ人のほか東部にはロシア人も多い。ウクライナにおける民族構成は図表1のとおりである。表中のセヴァストポリはクリ

図表1 ウクライナの民族構成



<http://honkawa2.sakura.ne.jp/8990.html>より。

ミア半島の南西部にある都市である。クリミア住民投票は「2014年3月16日にウクライナのクリミア自治共和国ならびにセヴァストポリ特別市で実施された、ロシア連邦への編入の是非が問われた住民投票の結果、クリミア、セヴァストポリともにロシアへの編入に賛成する票が全体投票数の9割以上を占め、同年3月18日、ロシア連邦は両者の編入を宣言するに至った。」(「2014年クリミア住民投票」ウィキペディア)「ロシアは、『クリミアの住民の60%はロシア系で、ロシア人保護のために行動を起こした』とし、『住民投票は民族自決権に基づく』とする。しかしながら、クリミア自治共和国はあくまでウクライナの

主権の下にあることはロシアも承認していたわけであり、ロシアの行動が国際法に違反していることは疑いの余地がない」(田中均「国際秩序に重大な影響を及ぼすウクライナ情勢日本にとっても他人事ではない『5つの理由』<https://diamond.jp/articles/-/50395>)という。民族自決という言葉の政治性を知るべきである。

他方、こういう見方をする人もいる。「2014年の初頭から発生したウクライナ共和国の政変と危機に関して『国民国家』論はどのように説明してくれるのでしょうか。ソ連邦崩壊から生まれた『ウクライナ共和国』は『国民国家』なのでしょう。もし国民統合が成されていたのならば、なぜクリミアは分離したのでしょうか。」(鈴木[2014]80頁)ここでは、国民とか民族などという言葉の怪しさを問題にしている。さきに、英・米・仏という近代市民国家成立の理念型と独・伊・露・日のような国民国家成立先行型の後発国があったが、とりわけ第二次大戦後には問題はさらに複雑である。ウクライナも複雑であることがわかる。ウクライナ共和国は国民国家として成立していたのだろうか。2014年にどうして住民投票でクリミアはウクライナを離脱してロシアに併合されたのだろうか。ロシアの策略があったともいえるが、例えば、日本で北海道の住民が住民投票で日本を離脱してロシアに帰属するという選択をするだろうか。それは考えられない。日本では国民国家が成立しているからである。クリミアのウクライナからの離脱に見られるように、ウクライナはウォーラーステインの言う「国民的統合とでもよぶべき過程にはいまだに成功していない時期の諸国家」(鈴木[2014]80頁)のひとつであった可能性があるといえる。

実際「2013年6～7月に行われたギャラップ調査(Gallup Poll)によると、理想の政治体制として、ウクライナ国民の28%は西欧スタイルの民主共和制を望んでいる[西部を中心に]が、他方、[東部を中心に]以前のソビエト体制およびソビエトに近いが民主的市場主義的な体制[希望]が、それぞれ、19%、29%と合計して48%となっており、国内に異なる政治意識が並存していた……[その結果でもあるが]ウクライナ国民は、自国民としての誇りを抱きにくい状況にある」(<http://honkawa2.sakura.ne.jp/8990.html>)とも言われていた。ロシアによるウクライナ侵攻前には下記のように言われていた。

「ウクライナ……は今、『NATION(ネーション)』をつくろうとしている最中である。ウクライナはすでに『STATE(ステート)』はもっている。ウクライナは独立国として国連に加盟している。つまり世界が『ウクライナ』という固有の存在を認めたのである。……[だが今のところ]彼らの夢は、確固たる「国民国家(NATION-STATE)」をつくることだろう。それには「NATION(ネーション)をもっともっと強くつくらなくてはならない。彼らは『NATION(ネーション)』の要素として、とても大事な『自分たち固有の歴史』を編む努力をしている。」(今井佐緒里[2021]「国」って何だろうか：国家も民族も自明ではない。」<https://news.yahoo.co.jp/byline/saorii/20210518-00238291>)

国民的統合の可能性 今回ロシアは「ウクライナ東部のドンバス地域にあるドネツク、ルガンスク2州で親ロシア派武装勢力が実効支配する地域を『独立国家』として承認し、2つの『国家』のトップと『友好相互援助条約』も結んだ。」(<http://honkawa2.sakura.ne.jp/8990.html>)

ロシアはこのドンバス地方の独立国家のロシア人救済を口実にウクライナ侵攻をした。今回のロシアによるウクライナ侵攻の口実となったドネツク、ルガンスクにロシア人が多かったとはいえ、半数を超えているわけではない。ここではロシアも民族自決は持ち出せなかっただろう。そこでロシア系住民保護という名目でウクライナ侵攻を行ったのだろう。ロシアによるウクライナ侵攻は無理筋である。NATOがウクライナに基地を設けることをロシアが嫌ったことは間違いないとしても、どんな成算があったのか分からないが、ロシアはウクライナに侵攻した。NATO諸国や米国の支援を受けたウクライナ軍の防衛と反抗でロシアは苦戦していると伝えられている。今回ゼレンスキー大統領のもとでウクライナ国民が反ロシアでまとまり、国民国家としてのまとまりをもったことは間違いないだろう。民族とか国民とかの概念を持ち出すまでもなく、ロシアによる侵攻の結果、皮肉にもウクライナ国民が国家としてのまとまりを持ったことは間違いない。

HP, FBを見て下さい。又何でも意見を。

皆様のご意見を歓迎します。HP (<http://www.ritsumei.ac.jp/~matumura/>) もご覧下さい。フェイスブックもやっています。また、メールで意見交換しましょう。メールをよこして下さい。
(matumura@mba.ritsumei.ac.jp)。